資料2

誰もが環境に配慮した行動を続けられるまち

生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（概要版）（案）

（令和３年度～令和 12 年度）

令和3年●月

生　駒　市

1　計画策定の趣旨

生駒市（以下、「本市」という。）のごみ発生量は、平成 12 年度をピークに減少し、平成 20 年度以降平成 25 年度までほぼ横ばいでした。その後、平成 27 年度の家庭系ごみの有料化に伴い、平成 26 年度はかけ込みによりごみ発生量が増加しましたが、平成 27 年度は減少しました。その後、ほぼ横ばいとなっています。これは、ごみ袋の透明・半透明化やごみ有料化等の施策を実施したことと、市民、事業者の協力によって減量された結果です。

国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策を進めるに加え、平成 27 年9月の国連サミットで採択された SDGs（持続可能な開発目標）に掲げられた 17 の目標（ゴール）を達成できるよう、様々な主体による循環型社会の形成に関する取り組みの促進に力を入れています。

国が平成 30 年に策定した第5次環境基本計画や、第 4 次循環型社会形成推進基本計画では、SDGs の考え方を活用しながら、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点でのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の同時解決を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす新たな成長につなげていくという方向性を掲げています。

こうした状況の中、本市は令和元年 7 月に「SDGs 未来都市」に採択され、環境モデル都市としての取り組みをさらに発展させ、様々な課題と向き合う地域モデルの実現を目指しています。また、環境省の呼びかけに応じて、令和 32 年までに CO_2 排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を行いました。

今回の「生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、「本計画」という。）では、市民・事業者・行政が連携し一体となって循環型社会、ゼロカーボンシティの構築による持続可能な社会を目指すとともに、これまでのごみ処理のあり方を見直し、ごみ処理の適正化を図ります。

図　SDGs の 17 のゴール（出典：国際連合広報センター）

2　この計画について

目的

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項」に基づき策定される計画であり、本市の一般廃棄物の処理に関する計画を定めるとともに、長期的な視点に立った基本方針を示すものです。

また、前計画(「ごみ半減プラン～生駒市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画～」)の計画期間 10 年が経過したこと、平成 28 年に改正された国の廃棄物処理基本方針や、本市の近年の人口減少や後期高齢者の人口割合の増加を踏まえた新たな将来人口の予測等、本市のごみや資源を取り巻く社会情勢の変化に対応し、一般廃棄物の発生抑制や適正処理を総合的、計画的に推進するため、策定するものです。

位置づけ

本計画の策定にあたっては、「第 6 次生駒市総合計画」及び「第 3 次生駒市環境基本計画」、また国や奈良県が策定する計画と整合を図ります。

目標年度

本計画は、令和 3 年度を初年度とし、10 年後の令和 12 年度を最終目標年度として策定しました。なお、計画期間内でも、中間年となる 5 年間を経過する令和 7 年度を目処に、計画の見直しを行います。また、社会経済情勢や廃棄物処理・資源化に関する法律・諸制度が大きく変化した場合、本市の実態と本計画の内容に差異が生じた場合等においては、適宜計画を見直します。

3　生駒のごみの現状

人口とごみ発生量

本市の令和元年の人口は約11 万 9 千人です。本市の人口は、平成 25 年度までは増加しましたが、その後減少傾向となっています。その一方、後期高齢者（75 歳以上）の人口割合は、年々増加しています。

市の推計では、今後人口は減少を続け、令和 12 年度には約 11 万4千人に減少すると見込まれています。一方、後期高齢者人口割合は今後もしばらく増加が続くと見込まれています。このことから、高齢化社会が進み、ごみ出しが困難な人や分別についての理解が困難な人が多くなることが予想されます。

ごみ発生量は平成 21年度以降平成 25 年度までほぼ横ばいの状況でした。その後、平成 27 年度の家庭系ごみの有料化に伴い、平成 26 年度はかけ込みにより増加し、平成 27 年度は減少しました。平成 28 年度以降はほぼ横ばいの状況となっています。

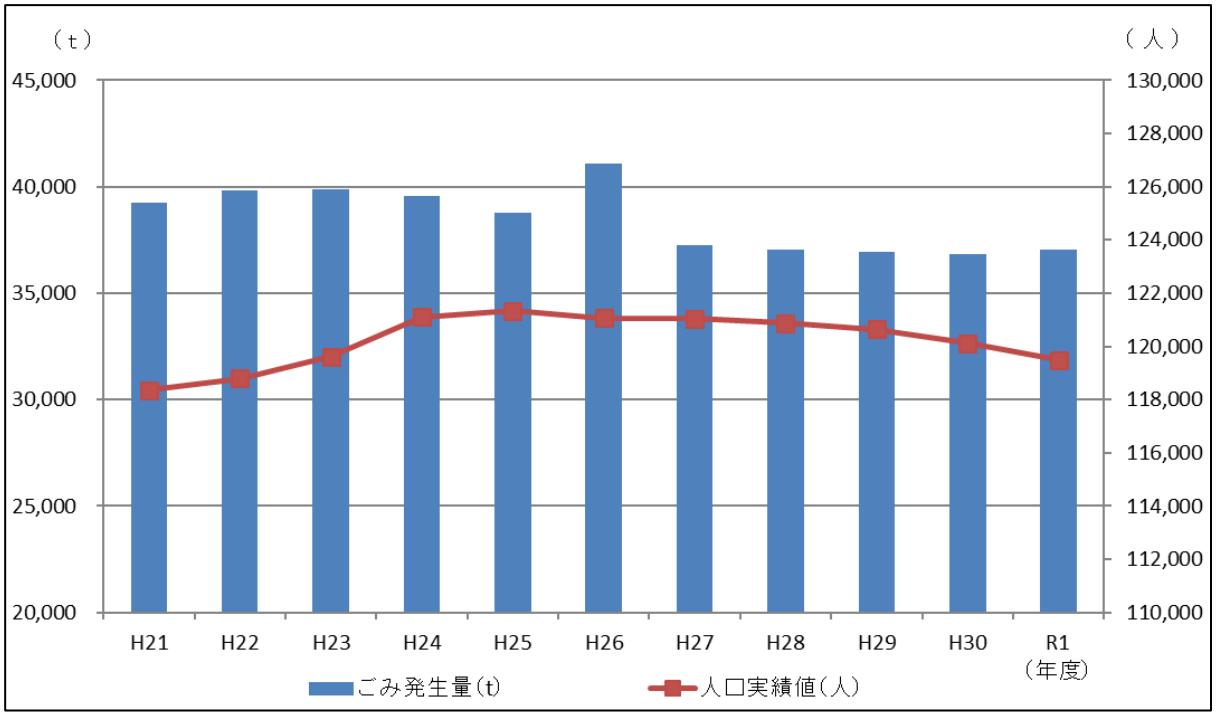

図　ごみ発生量と人口の推移

資源ごみ量・資源化率

資源ごみ量･資源化率ともに平成 27 年度の家庭系ごみ有料化を契機に増加しましたが、その後は減少傾向です。(資源ごみ量:市施設･委託先での資源化量＋集団資源回収量)

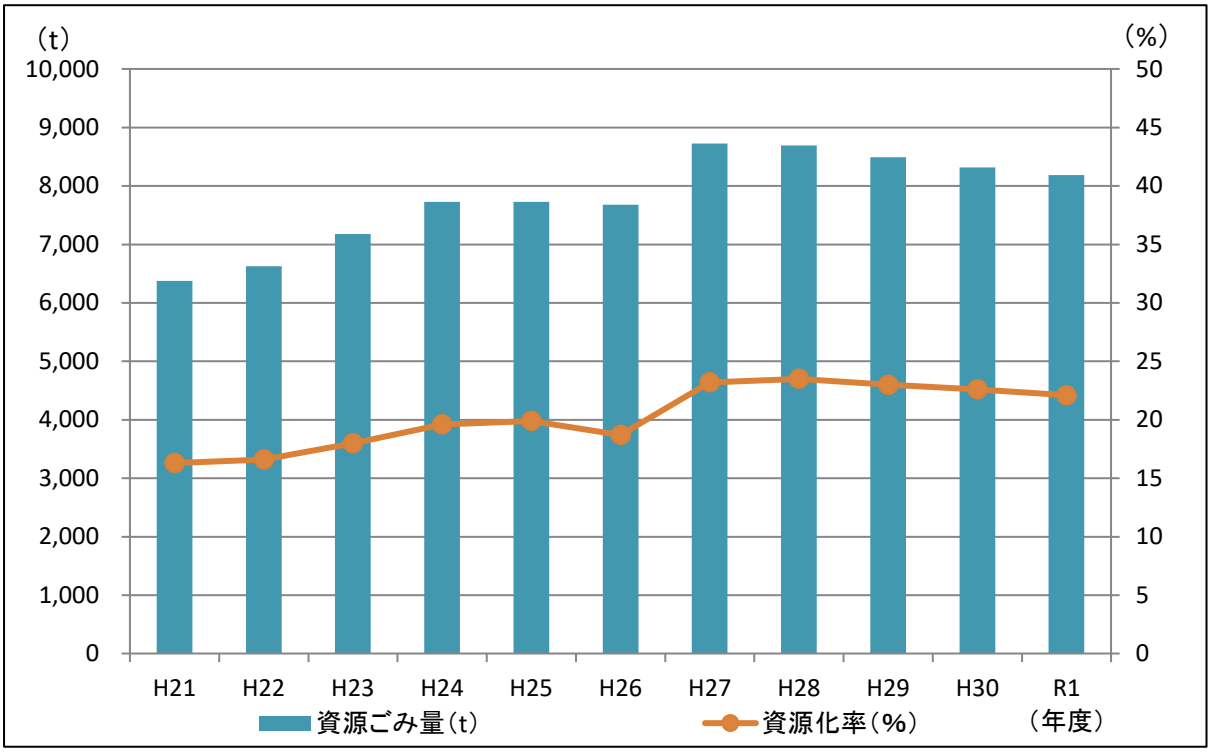

図　資源ごみ量・資源化率の推移

4　計画がめざすもの

基本理念

誰もが環境に配慮した行動を続けられるまち

ごみの減量・資源化の取り組みは日々の生活に密着しており、地球温暖化等の環境問題にもつながっています。このことから、市民、事業者、行政が SDGs やゼロカーボンシティの考え方に基づき、環境に配慮した取り組みを続け、地域のコミュニティを活用し、持続可能な循環型社会の形成を目指すこととし、基本理念を定めます。

基本方針

基本理念に基づき、次の4つの基本方針を定めます。

基本方針Ⅰ　すべての市民が取り組みやすい 5R の実践

本市はごみに関心のある人が多い一方、5Rについての認知度が低いということが『「ごみに対することについて」アンケート』の結果から分かっています。ごみの減量には、市民一人ひとりの意識の向上と行動が重要です。このことから、まず最優先に無駄なごみを減らす「リデュース」、まだ使えるものは繰り返し使う「リユース」、やむなく廃棄する場合には可能な限り再生利用する「リサイクル」の 3R に、不要なものは断る「リフューズ」、修理して使う「リペア」を加えた 5R に取り組むことが必要です。そのため、本市は、市民が 5R に取り組めるように、「リユース」の拠点の拡大や、「リペア」をしてくれるお店の紹介等の広報・情報発信等を積極的に実施し、5R の実践を進めます。

基本方針Ⅱ　環境問題全体に配慮した行動の推進

ごみ処理は、身近な生活環境の問題というだけではなく、ごみの焼却により地球温暖化にも大きな影響を与えています。本市は、前計画で達成できなかったバイオマスの資源化を進めて脱炭素社会の実現に貢献するとともに、あらゆる主体と連携したまちの美化や不法投棄対策を推進していきます。また、ごみ処理施設について環境に配慮し、省エネルギー化、延命化を図ります。

基本方針Ⅲ　事業系ごみの減量・資源化の強化

事業系ごみの排出量はほぼ横ばいであり、更なるごみの減量・資源化の推進が必要です。また、事業所の実態を把握し、事業者が責任を持ってごみの減量、分別排出を徹底するとともに、積極的にごみの資源化に取り組めるように指導や情報提供を行います。

基本方針Ⅳ　地域コミュニティの活用

本市では、「100 の複合型コミュニティづくり」として、自治会エリア内の集会所や公園等日常的に歩いて集える場で、地域の担い手や外部の支援者がともに地域課題や社会課題を解決することを目的として、多様な交流や自立的なサービスが生まれる拠点づくりを進めています。コミュニティづくりの取り組みは生駒市 SDGs 未来都市計画にも掲げられており、今後のまちづくりでは大切な視点です。そこで、100 の複合型コミュニティを活用したごみの減量・資源化を進めるとともに、ごみの減量・資源化を通じて地域の活性化を図ることを目指します。

目標値

ごみ排出量を 15%削減します

以下の基本施策①から⑤を実施することにより、家庭系ごみ排出量を10．7%削減し、基本施策⑥、⑦を実施することにより、事業系ごみ排出量を10．5%削減します。さらに人口減少による4.6%の自然減を足して、ごみ排出量 15.3%の削減をします。

表　削減目標値

	基準年度 A （令和元年度）	人口減少のみを考慮した排出量* B （令和12年度）	人口減少によるごみ減少量 C=A−B	人口減少によるごみ減少率 D=C/A	最終目標年度 E （令和12年度）	施策の実施による削減量 F=B−E	施策の実施による削減率 G=F/A	削減率 D+G
ごみ排出量	33,780t	32,224t	1,556t	4.6%	28,610t	3,614t	10.7%	**15.3%**
家庭系ごみ排出量	24,759t	23,618t	1,141t	4.6%	20,951t	2,667t	10.7%	**15.3%**
事業系ごみ排出量	9,021t	8,606t	415t	4.6%	7,659t	947t	10.5%	**15.1%**

＊　人口減少のみを考慮した排出量は、令和元年度の１人１日当たりのごみ排出量は変わらない前提として、将来予測人口（見込みの数値）と年間日数か（365 日）ら算出しました。

基本施策

計画の目標達成のための4つの基本方針に基づき、以下 9 つの基本施策を設定します。

基本方針Ⅰ	**すべての市民が取り組みやすい 5R の実践**
基本施策①	ごみを出さない行動の推進
基本施策②	分かりやすい情報提供と環境教育の実施
基本施策③	食品ロスの削減
基本方針Ⅱ	**環境問題全体に配慮した行動の推進**
基本施策④	バイオマスの資源化
基本施策⑤	安心・安全なごみ処理体制の構築
基本方針Ⅲ	**事業系ごみの減量・資源化の強化**
基本施策⑥	事業系ごみの減量に向けた取り組み
基本施策⑦	事業系ごみの資源化の促進
基本方針Ⅳ	**地域コミュニティの活用**
基本施策⑧	ごみを切り口とした 100 の複合型コミュニティづくり
基本施策⑨	すべての市民が暮らしやすいまちづくり

5　目標を達成するために取り組むこと

基本方針Ⅰ　すべての市民が取り組みやすい 5R の実践

基本施策①　ごみを出さない行動の推進

ごみの減量につながる啓発をすることにより、市民による具体的なごみの減量・資源化の実践を促します。特に、集団資源回収について品目の拡充を検討する他、市民団体等と連携し、市民にごみ減量の大切さを理解していただき、行動につなげるための啓発を継続的に実施します。

【具体施策】	・家庭系指定ごみ袋サイズダウンセレクト ・リユース品の引き取り基準の見直し ・食器市、リユース市の拡大 ・リユース品のオークション販売 ・世代別フリマアプリ活用講座の実施 ・キッズフリーマーケットの実施 ・集団資源回収への補助金交付

基本施策②　分かりやすい情報提供と環境教育の実施

『「ごみに対することについて」アンケート』の結果において、ごみ減量・資源化の意識啓発や情報提供及び環境教育の充実を求める意見が多く見受けられました。そのため、分かりやすい情報提供をこれまで以上に充実させるとともに、これまで取り組みがやや遅れていた単身者や学生等を対象とした情報提供を実施することにより、市民による 5R の実践を促進します。また、男女を問わず誰もがごみの分別や減量に関心を持ち、行動につながるような啓発を行います。

さらに、小中学校での環境教育を充実し、子ども達にごみ減量や資源を大切にするもったいないの意識を持ってもらう取り組みを進めます。

【具体施策】	・5R についての取り組み募集 ・各種の修理実施事業者の紹介ページ作成 ・ごみガイドブックの見直し ・AIを使ったごみの分別案内、ごみに関するポータルサイト開設 ・自治会懇談会等の実施 ・単身者や学生等の転入者、高齢者等へのごみの分別・資源化の啓発 ・子ども 5R アドバイザーの養成

基本施策③　食品ロスの削減

毎日の食事の中でやむを得ず廃棄するものがあり、この食べ残しや調理くず、手つかず食品等がごみとして排出されないよう、もったいないの意識を持っていただくための取り組みを進めます。

【具体施策】	・家庭、学校や飲食店での「食べきり運動」を推奨 ・フードドライブ、食品トロックの実施

基本方針Ⅱ　環境問題全体に配慮した行動の推進

基本施策④　バイオマスの資源化

家庭から排出されるごみのうち、厨芥類と剪定枝は合計で約 27%を占め、事業系ごみでも大きな割合を占めていることからバイオマスの資源化の検討を行います。

また、学校給食残渣についても、ごみとしてではなく資源となるような取り組みを進めます。

【具体施策】	・剪定枝の資源化 ・生ごみの資源化 ・学校給食残渣の資源化のさらなる検討

基本施策⑤　安心・安全なごみ処理体制の構築

環境に配慮した事業の実施や施設の見直しによって、環境保全の推進を図ります。

【具体施策】	・不法投棄対策 ・環境にやさしいごみ袋の導入検討 ・焼却施設等の改修

基本方針Ⅲ　事業系ごみの減量・資源化の強化

基本施策⑥　事業系ごみの減量に向けた取り組み

事業系ごみは、業種によって排出方法が異なるためガイドブック等を作成し、排出方法を明確にするとともに、その周知徹底を図ります。

【具体施策】	・事業系ごみ排出方法の明確化 ・事業系ごみガイドブック作成 ・業種別に取り組める減量手法の啓発 ・事業系紙おむつの資源化方法の検討 ・古紙類の減量・資源化方法の検討

基本施策⑦　事業系ごみの資源化の促進

事業者は、事業に伴って発生するごみについて、自らが責任を持って処分する義務が生じます。事業者のごみ排出状況を把握し、ごみの減量及び資源化を促進します。

【具体施策】	・事業系ごみの実態把握、展開検査の実施 ・事業所訪問によるごみの資源化啓発、ごみの分別指導 ・優良事業者表彰制度

基本方針Ⅳ	地域コミュニティの活用
基本施策⑧　ごみを切り口とした 100 の複合型コミュニティづくり	
地域で様々な取り組みを行う複合型コミュニティ。その取り組みの一部として、ごみに関する事を提案し適正なごみ処理につなげます。	
【具体施策】	・100 の複合型コミュニティを活用した適正なごみ処理の促進 ・ごみアドバイザーの養成
基本施策⑨　すべての市民が暮らしやすいまちづくり	
誰もがごみを排出しやすい環境をつくるため、従来の収集方法を見直します。	
【具体施策】	・まごころ収集の拡充 ・ごみ集積所の設置基準の見直し

6　計画推進のために

ＰＤＣＡサイクルによる計画の進行管理

計画を円滑・着実に進めるとともに、より高次の取り組みへの展開を目指すため、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行う必要があります。

具体的には、本計画に基づき実施する施策内容を毎年度取りまとめる一般廃棄物処理実施計画の策定時に、品目別ごみ排出量、焼却処理量、基本施策の実施状況を点検・評価することで進行管理を行います。また、その結果を基に前年度の一般廃棄物処理実施計画を見直して取り組みに反映することにより計画を推進します。

進捗状況の公表

本計画の進捗状況に関する点検・評価の結果は、ホームページ等によって、市民に公表します。

計画の見直し

本計画は令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間の計画ですが、中間年となる 5 年間を経過する令和 7 年度を目処に、計画の見直しを行います。

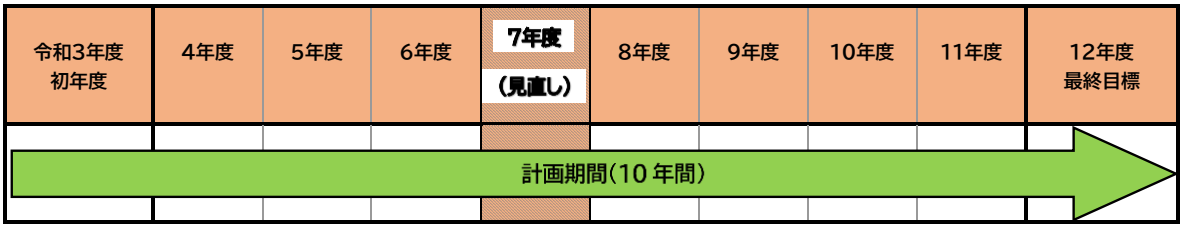

図　計画目標年度と計画の見直し

生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 概要版
令和３(2021)年●月 発行

編集・発行　生駒市 市民部 環境保全課

〒630-0288 奈良県生駒市東新町８番 38 号
電　話　（0743）74-1111